

## 消防職員の団結権を回復する場合のあり方についての検討（未定稿）

1 団結権の回復に伴う課題・懸念について、当局との交渉を行う場合と行わない場合で違いが生じるか。

仮に団結権を回復し、当局との交渉を行う場合に課題・懸念が生じるとすれば、これに対してどのような対応策が考えられるか。

○ 職員間の対抗関係が生じることによる指揮命令系統や部隊内の信頼関係への影響について

○ 消防の任務に支障が生じるのではないかとの観点からの地域住民との信頼関係への影響について

○ 消防職員が自らの権利を主張することによる消防団との連携や信頼関係への影響について

○ 上記の課題・懸念について、当局との交渉を行う場合と行わない場合で違いが生じるか。

→ 出動時等において、上官の指揮命令権の確保や、部隊内の厳正な規律や統制の維持のための対応策をどう考えるか。

Cf. 消防組織法第14条

「消防職員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。」  
地方公務員法第32条 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務  
地方公務員法第35条 職務専念義務

→ 交渉時等において、常時災害に対応できる消防体制を確保するための対応策をどう考えるか。

Cf. 地方公務員法第55条第5項

「交渉は、・・・職員団体がその役員の中から指名する者と地方公共団体の当局の指名する者との間において行わなければならない。」  
同条同項

「交渉に当たっては、職員団体と地方公共団体の当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行うものとする。」

同条第7項

「交渉は、・・・地方公共団体の事務の正常な運営を阻害することとなったときは、これを打ち切ることができる。」

→ 当局との交渉に代わる消防職員独自の労使協議等の仕組みを構築することにより、職員間の対抗関係が生じることの緩和や、常時災害に対応できる消防体制を確保することができるか。

→ 当局との交渉も協議も行わないこととすれば、上記の課題や懸念事項についても軽減されることが考えることができるか。

<p>2 団体が当局との交渉を行わないこととする場合、消防職員の団体の意義・目的をどのように考えるのか。</p>	<p>○ 消防職員が団体を結成できることにより、どのような効果があるか。</p>	<p>→ 不利益取扱いの禁止、法人格の取得、在籍専従（登録職員団体に限る）等が考えられるか。</p>
	<p>○ 消防職員の団体は、職員の勤務条件の維持改善を図るため、どのような活動ができることとするか。</p>	<p>→ 当局との交渉に代わる労使協議の仕組みを構築することや、消防職員委員会制度を活用すること等が考えられるか。 → 消防職員の団体が結成されると、「対話」や「話し合い」という名目の下、事実上の当局との交渉が行われるのではないか。</p>
	<p>○ 新たな労使関係の仕組みを作ることとなることについて、どのように考えるか。</p>	<p>→ 法制的かつ国際的な観点からの検討や、現場において円滑な運用を確保するという観点からの検討が必要ではないか。</p>
<p>3 消防職員は、一般非現業職員と同じ職員団体に加入できることとすべきか、消防職員独自の団体にのみ加入できることとすべきか。</p>	<p>○ 消防職員の団体が、当局との交渉を行うこととするか否かによって、消防職員が結成・加入できる団体の形態に違いが生じると考えるか。</p>	<p>→ 一般職員の団体が、一般非現業職員と同様、当局との交渉を行うこととした場合には、消防職員は、一般非現業職員と同じ職員団体に加入できることとすべきか。あるいは、消防職員の勤務条件の特殊性に鑑み、消防職員独自の団体にのみ加入できることとすることが考えられるか。 → 消防職員の団体が、一般非現業職員と異なり、当局との交渉を行わないこととした場合には、消防職員は、消防職員独自の団体にのみ加入できることとすることが考えられるか。</p>